

パブリック・コメント募集結果（案）

「白井市地域防災計画（修正案）」について、市民の皆様からご意見を募集しました結果、寄せられたご意見の概要とこれに対する市の考え方は、下記のとおりです。

なお、白井市防災会議で審議 の手続を経て 白井市地域防災計画 を作成します。

案 件	白井市地域防災計画（修正案）		
募集期間	令和 2 年 12 月 1 日（火）～ 令和 2 年 12 月 22 日（火） 22 日間		
意見の件数 （意見提出者数）	13 件 （ 5 人）		
意見の取扱い	修 正	素案を修正するもの	6 件
	既記載	既に素案に盛り込んでいるもの	0 件
	参 考	素案には反映できないが今後の参考とするもの	0 件
	その他	素案には反映できないが意見として伺ったもの	7 件

(第2編 震災編 第2章 震災予防計画
第1節 震災に強いまちづくり 関係)

市民意見の概要	件数	意見に対する市の考え方
<p>震-2-4 ページ (1) 上水道施設の安全化 の2行目 「被災しにくくするよう努める。」を例えば、「被災し難いものとするよう対策を図る。」に修正してはどうか。</p>	1 件	<p>現行のままとします。 更新計画については今後策定を検討することから、事業着手が未定のため現在の表現にとどめます。 【その他】</p>
<p>震-2-4 ページ (2) 下水道の安全化 「災害による被害を最小限に止めるため、市は施設及び管渠の点検、維持・管理、補修・改修を推進する。」を次のとおり修正する。 「本市の下水道は、千葉県流域下水道（印旛沼、手賀沼）であり、千葉県とも連携を図り、一体的に対策を進めなければならない。 災害による被害を最小限にとどめるため、市は耐震性の向上と、施設及び管渠の点検、維持・管理、補修・改修を推進する。」</p>	1 件	<p>現行のままとします。 下水道の安全化について、千葉県との連携は、ここでは入れません。 平成21年度に策定した「白井市下水道総合地震対策計画」に基づき整備した結果、当市下水道施設の耐震対策は完了しています。 現在は更新計画を策定し補修、改修を推進することとしています。 【その他】</p>
<p>震-2-4 ページ ア. 重要施設の耐震性の強化 の(ア)、(イ)及び(エ)を次のとおり修正する。 (ア)ポンプ場施設等 電気設備、機械設備をはじめ、施設全般の耐震診断を実施し、可とう性の強化など必要な対策を行い、また日常の維持管理にも努める。 (イ)管路施設 既存の幹線管路等については耐震診断を実施し、必要箇所については補強等を行い耐震化を図り、また枝管や取付管については更新・修繕などにより耐震性の向上を図る。 また、未整備地域については、国土交通省の耐震設計指針に基づき整備を図る。</p>	1 件	<p>現行のままとします。 平成21年度に策定した「白井市下水道総合地震対策計画」に基づき整備した結果、当市下水道施設の耐震対策は完了しています。 現在は更新計画を策定し補修、改修を推進することとしています。 【その他】</p>

<p>(エ)維持管理体制の強化 維持管理については、施設の保守点検を計画的に実施し不良個所の早期発見に努め、<u>対策を講ずる。</u></p>		
--	--	--

(第3編 風水害編 第2章 風水害等予防計画
第1節 災害に強いまちづくり関係)

市民意見の概要	件数	意見に対する市の考え方
<p>風-2-1 ページ (1)水害対策の充実 について イ. 雨水流出抑制施設の整備 の記載と施策の説明が必要である。</p>	1 件	<p>次のとおり追加します。 「<u>イ 雨水流出抑制施設の設置 公共下水道の区域外での開発行為においては、雨水浸透貯留施設を設置し、道路等への雨水の流出を防止するよう指導する。</u>」 【修正】</p>
<p>雨水流出抑制施設を設置していない施設から大量の雨水が河川又は水路等に流出している場合、施設に対して市の指導、対策が必要である。どのように処置するのか。</p>	1 件	<p>本計画への修正事項ではないため、意見として承ります。 【その他】</p>
<p>去年の台風で道路が溢れてしまうような水路は改修が必要である。</p>	1 件	<p>次のとおり修正します。 「<u>イ 水路改修 流水の正常な機能を保全し、水路の適正な利用を推進するため、水路の改修を進める。なお、手賀沼水系金山落しの改修については、管理者である国に適宜要請する。</u>」 【修正】</p>

(第2編 震災編 第3章 震災応急対策計画
第3節 情報収集・伝達 関係)

市民意見の概要	件数	意見に対する市の考え方
震-3-14のページ 伝達系統に「議会」の追加を要望する。	1件	震-3-14のページ 伝達系統に議会を追加します。 震-3-1、風-3-2のページ 議会への情報伝達のため、災害警戒本部の組織構成、総務班に議会事務局を追加します。 【修正】
震-3-14のページ 伝達系統の関係団体に含まれていると思うが、重要な役割を担う団体であるため、「社会福祉協議会」を明記することを要望する。	1件	伝達系統に社会福祉協議会を追加します。【修正】

(第2編 震災編 第3章 震災応急対策計画
第2.2節 ボランティアの活動対策 関係)

市民意見の概要	件数	意見に対する市の考え方
震-3-83のページ 1. ボランティアの受入体制の確保 災害ボランティアセンターの設置は、市が設置するのではなく、市の要請を受けて社会福祉協議会が設置し、運営すると思われるので修正されたい。	1件	次のとおり修正します。 「白井市社会福祉協議会は、市の要請により災害ボランティアセンター（候補施設：保健福祉センター）を <u>設置、運営し</u> 」 【修正】
震-3-83のページ (2) 関係団体との連携 社会福祉協議会は、「災害発生時における災害ボランティアセンター支援に関する協定」を締結しているため、次のように追加されたい。 <u>震災時には、社会福祉協議会は、「災害発生時における災害ボランティアセンター支援に関する協定」を取り交わした団体等と連携し、災害ボランティアセンターの運営や活動に必要な人材や資材などを確保する。</u> <u>また、市内外から複数のボランティア活動をコーディネートするNPO法人、～</u>	1件	意見のとおり修正します。 【修正】

(第2編 震災編 第2章 震災予防計画
第6節 要配慮者対策 関係)

市民意見の概要	件数	意見に対する市の考え方
<p>避難行動要支援者名簿の対象者は、知的障がい者は「A」の方を対象としているが、「B」の方にも有事の際に「どうすればいいのか？」さえわからない方が多くいるため、対象者について議論を重ねる必要がある。</p>	1件	<p>避難行動要支援者名簿の対象者については、避難行動要支援者避難支援プランの策定時に検討を重ね、住民説明会、パブリックコメントを経て決定しました。</p> <p>対象の範囲外であっても避難支援が必要な方は、申請することで名簿に登録することができますので、そのような方の申請につながるように、周知・啓発に努めていきます。</p> <p>【その他】</p>

(第2編 震災編 第3章 震災応急対策計画
第9節 要配慮者対策 関係)

市民意見の概要	件数	意見に対する市の考え方
<p>市は、災害対策基本法第49条の11の規定により本人の同意のない避難行動要支援者名簿の情報を自治会や自主防災組織に提供するとしているが、この名簿情報の提供は要支援者の今後の生活に影響する特にプライバシーに配慮しなければならない情報である。</p> <p>自治会や自主防災組織へ情報提供は、名簿情報の守秘義務への法的罰則が整備されるまでは、行政機関や社会福祉協議会までの配布とすることが望ましい。</p>	1件	<p>本人の同意のない避難行動要支援者名簿の情報は、平時において自治会や自主防災組織等の避難支援等関係者に提供することはありません。(法第49条の11第2項)</p> <p>災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があると認めるときに、必要な限度において避難行動要支援者名簿情報を提供するものです。(法第49条の11第3項)</p> <p>これは、行政機関等による公助が間に合わない状況における共助を想定したものであり、そのような状況下においては、要支援者の生命又は身体を保護するために情報を提供することが必要だと考えています。</p> <p>なお、法第49条の11第3項の規定によることを明確に表記しま</p>

		す。 【その他】
<p>防災・防犯活動には、一人ひとりの意識である「自助」と自主防災組織等による「共助」が重要であるが、現実にはまだまだ乏しい状況であり、まずは、自助・共助を高めていく必要がある。</p>	1 件	<p>今後の防災対策の推進についての意見として承ります。</p> <p>【その他】</p>